

新たな大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）の策定に向けた論点整理

参考資料4

大阪府男女共同参画推進条例に定める基本理念

- 男女の人権の尊重
- 固定的な性別役割分担等を反映した制度・慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼさないよう配慮
- 政策・方針の立案・決定への男女の共同参画
- 家庭の重要性を認識した上での家庭生活と他の活動の両立
- 国際社会における取組への考慮

計画期間：2026年から2030年までの5年間

計画の性格

- 男女共同参画基本法と男女共同参画推進条例に基づく、大阪府の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
- 女性活躍推進法に基づく大阪府の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画等

現状と課題

少子高齢化の進展

SDGsの達成に向けた潮流

性別役割分担意識と平等認識

- 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、依然として約3割が同感と回答
- 「社会全体として男女が平等である」と考える人の割合は16.2%と低い

女性の参画状況

- 審議会等委員に占める女性の割合は34.8%
- 府内企業の管理的職業従事者に占める女性の割合は10.5%

就業の状況

- 女性の就業率は堅調に推移するも全国平均を下回っている（R6：52.6%＜全国平均53.6%）
- 職場で男女が平等と考える人の割合は、女性で23.6%、男性で37.2%

家庭生活の状況

- 共働き世帯における家事時間は男性より女性の方が長い
- 「以前より男性の育児参画が進んだ」と思う府民の割合は66.7%

配偶者等からの暴力をめぐる状況

- DV等を相談しなかった人の割合は依然として高く、暴力認識の希薄さ、相談窓口の認知度の低さが課題

女性の抱える困難や課題の複雑化・多様化

新プランで取組むべき事項（案）

【1】あらゆる世代、分野における男女共同参画の推進

- 職場、学校教育、政治など、あらゆる分野における男女共同参画に向けた意識啓発
- 子どもの頃からの教育及び意識啓発の推進

【2】政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 府審議会、府職員・教員等における女性の参画・登用促進
- 企業等における女性の登用促進
- 防災・復興分野における女性の参画促進
- 女性起業家の育成・支援
- デジタル分野、理工系分野の女性人材育成

【3】仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

- 女性の就業促進
- 職業訓練等の促進
- 府における働き方改革の推進
- ハラスメント対策の推進
- 企業における多様で柔軟な働き方の推進
- 育児休業の取得促進
- 多様な保育サービスの推進、保育人材の確保や質の向上などの取組

【4】あらゆる暴力をなくすための意識啓発及び支援体制の充実・強化

- 女性に対する暴力の根絶に向けた更なる啓発
- 青少年の性被害の未然防止
- 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づく諸施策の推進
- DV被害者支援の充実・強化
- 性暴力・性犯罪被害者の支援の充実

【5】様々な困難を抱える人々への支援強化

- 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に基づく諸施策の推進
- ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人等すべての人が安心して暮らせる環境整備

【6】ライフステージに応じた男女の健康支援

- 生涯にわたる主体的な健康づくりに向けた取組
- 女性の心身の特性やライフステージ等に応じた適切な健康支援

【7】男女共同参画センターの機能強化

- 地域・社会の多様なニーズに応じたセンター運営
- 関係機関等との協働

（参考）第6次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプト

◆目指すべき社会

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

◆基本的な視点と取り組むべき事項等

○男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要である意思決定過程への女性の参画を一層加速するため、「30%目標」の達成と、その先の、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会に向け、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化する必要。

○全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進。その基盤として、両立支援（育児、介護、健康、学び等）、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、ハラスメント対策及びリスキリングの促進。

○各地域の実情を踏まえた取組を促進し、更に女性にも選ばれる地方づくりを後押しするため、各地域における男女共同参画の推進（都市部・地方における課題を踏まえた、雇用の場の創出・起業支援・非正規雇用の処遇改善と正規転換・男女間賃金格差の是正、固定的な性別役割分担意識の解消・慣行の見直し、教育分野の取組、取組の連携や横展開）。

○科学技術分野への女性の参画・登用、様々な分野における性差による影響に配慮した施策の実施、性差の視点を踏まえたイノベーションの創出を推進し、AI等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資するよう取り組む必要。

○多様な性的・ジェンダーに基づく暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていることを踏まえ、あらゆる性的・ジェンダーに基づく暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援を強化する必要。

○社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要。

○大規模災害での男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を徹底させる必要。

○制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討され、経済社会情勢を踏まえて不断に見直されることが男女共同参画社会の形成のために重要であり、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、制度・慣行が社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。